

呼出簿の活用による取調べ等状況の管理の徹底について

平成 28 年 1 月 28 日

刑 総 第 148 号

警 察 本 部 長

呼出簿の活用による取調べ等状況の管理の徹底について（通達）

任意段階における取調べについては、呼出簿を適正かつ効果的に運用して的確な捜査指揮を行うことにより、その管理を徹底し、かつ、任意性を確保しなければならないことから、呼出簿の活用による取調べ等状況の管理の徹底について（平成 19 年刑総第 1053 号）の全部を次のとおり改正し、平成 28 年 2 月 1 日から運用するから、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

警察の取調べ等については、その任意性が問題とされる事案が散見されることから、任意段階での取調べ等における状況を記録し、幹部による事前承認及び事後確認を行うことにより、任意段階での取調べ等状況の管理の徹底を図るものである。

2 呼出簿による呼出しの報告

被疑者、重要な参考人（現時点では、被疑者であると認められないが、本人の供述、関係証拠等によっては被疑者になる蓋然性が高いと認められる参考人又は犯罪証明に欠かせない重要な証拠（供述を含む。）を提供できる参考人をいう。以下同じ。）、参考人及び被害者を呼び出す際は、呼出簿（別記様式）に必要事項を記載の上、警察本部の事件の捜査を主管する所属にあっては課長補佐以上の者、警察署にあっては事件の捜査を担当する課の課長又は課長代理（以下これらを「課長等」という。）を経て所属長に報告すること。ただし、職務質問の実施現場から任意同行して、引き続き取調べ等を行うなどやむを得ない事情により事前に報告するいとまのない場合は、事後速やかに報告すること。

3 捜査主任官等の幹部の指揮等

被疑者又は重要な参考人に対して任意出頭を求める場合には、捜査主任官等の幹部は、呼出簿の事前承認に係る決裁の際に事件の態様及び取調べを担当する捜査員の経験、能力等に応じ、個別具体的な指揮を徹底すること。

また、公判で参考人又は被害者の供述の信用性が争われることのないよう、捜査主任官等の幹部は、これらの者に対して任意出頭を求める場合においても、取調べ管理の観点から、

捜査上必要な事項について具体的に指示すること。

4 呼出簿による結果の報告等

取調べ等を終了した際は、呼出簿の結果欄及び参考事項欄に取調べ等の状況を記載し、課長等（警部補の階級にある者が事件の捜査を担当する課の課長である場合は副署長。以下この4及び6において同じ。）に確実に報告すること。ただし、特異事項があるときは、速やかに課長等を経て所属長に報告すること。

5 所属長の点検

所属長は、呼出簿の使用状況等を確認するため、毎月1回以上、呼出簿の点検を行い、点検を行った場合は、呼出簿の欄外余白部分に確認月日を朱書きの上、点検者名を記録すること。

6 専決

事前承認及び事後確認に係る呼出簿の決裁については、課長等の専決とすることができる。ただし、呼出しに係る事件の罪種、態様等が特異な場合又は取調べ等において特異事項があった場合は、所属長に対し適時適切に報告を行い、必要な指揮を受けること。

実施日

この通達は、平成28年2月1日から実施する。

実施日（令和3年3月30日務第670号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【別記様式省略】